

# 中小企業共通EDI標準 ver.3の概要

特定非営利活動法人ITコーディネータ協会  
つなぐIT推進員会  
共通EDI標準部会

# 中小企業共通EDI標準の改定経過

## ■標準（初版）ver.1（2018年3月公開）

- 中小企業庁次世代企業間連携調査事業の成果物として公開
- 注文プロセスの相互連携性メッセージ仕様を規定

## ■標準ver.2（2019年6月公開）

- 消費税軽減税率対応仕様を組み込み
- 金融EDI（ZEDI）連携仕様を組み込み
- 相互連携性仕様の対象を8取引プロセスへ拡大

## ■標準ver.3（2020年4月公開）

- 認証制度導入に伴う標準仕様書の改定
- 認証要件と整合する相互連携性仕様の再定義
  - ① 相互連携メッセージ仕様に加えて、相互連携通信仕様と相互連携実装仕様を規定
  - ② ユーザーに開示すべき相互連携性仕様を規定して明示
  - ③ 既存業務アプリの共通EDI参加促進のため、連携補完機能の規定を新規追加

# 中小企業共通EDI標準ver.3の構成

■中小企業共通EDI標準ver.3は次の文書より構成される。

## 1. 中小企業共通EDI標準仕様書

中小企業共通EDI標準仕様書（本文）

<付表1> 相互連携性情報項目表

<付表2> 中小企業共通EDIメッセージ辞書・BIE表

## 2. 中小企業共通EDIガイドブック

中小企業共通EDIガイドブック（本文）

<付表1> 中小企業共通EDIコード表

<付表2> 中小企業共通EDI簡易マッピング表

<付属書> 中小企業共通EDIメッセージ辞書解説

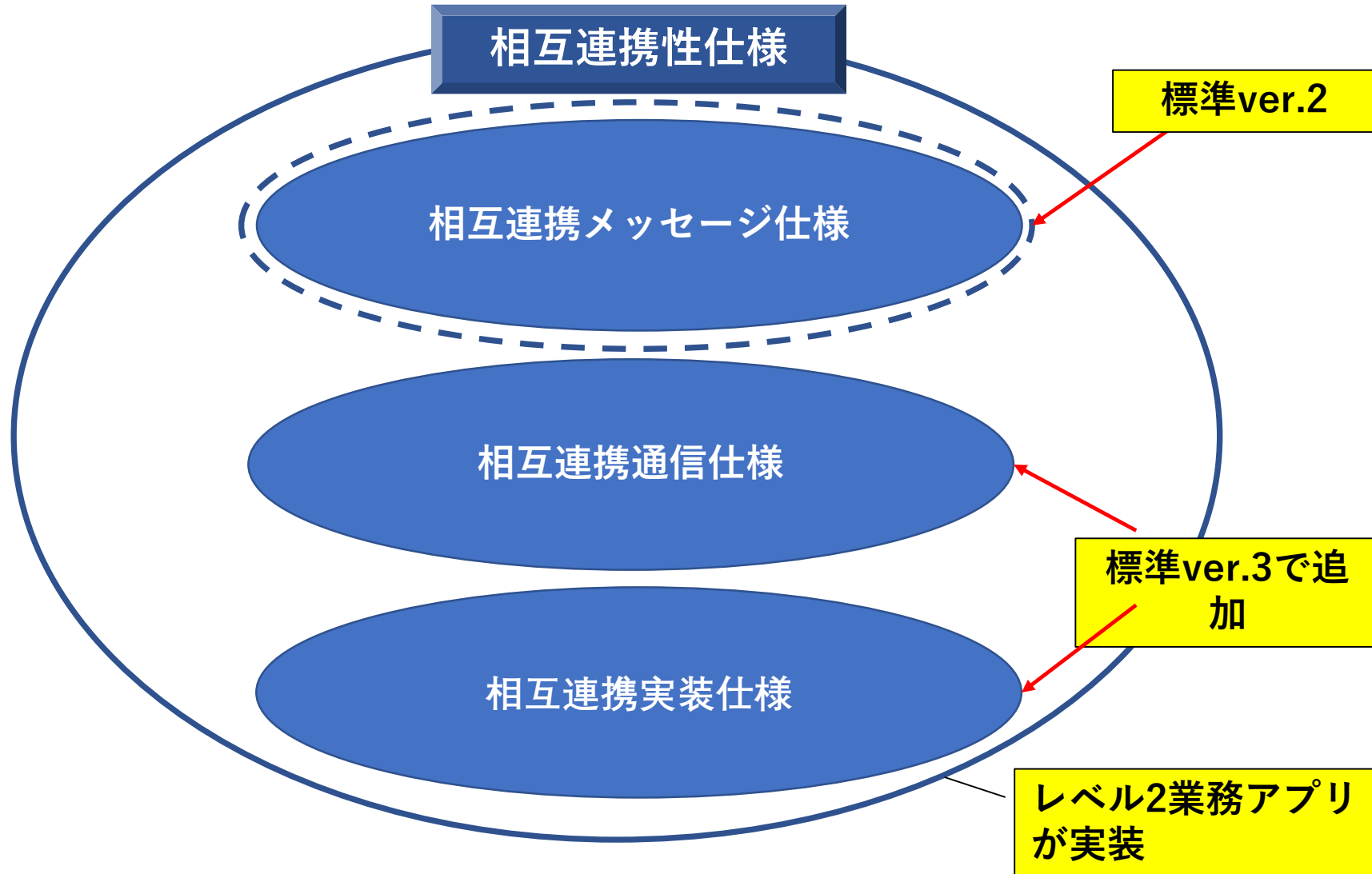
# 相互連携性仕様の再定義

- 標準ver.3では下記を総称して「相互連携性仕様」と再定義
- ◆ 相互連携メッセージ仕様（標準ver.2の「相互連携性仕様」より引継ぎ）
  - ① 共通EDIの取引プロセスと共通EDIメッセージ・情報項目を規定
  - ② 取引プロセスごとに、共通EDIメッセージ必須情報項目を規定（業務アプリ、共通EDIプロバイダ）
- ◆ 相互連携のための連携通信仕様（標準ver.3に追加）（以下「相互連携通信仕様、または「連携通信仕様」という）
  - ① 共通EDIプロバイダ間の連携通信機能を規定
    - メッセージ：国連CEFACT準拠XMLフォーマット
    - プロトコル：ESP連携プロトコル、または合意プロトコル
  - ② 共通EDIプロバイダとレベル2業務アプリ間の連携通信機能を規定
  - ③ 共通EDIプロバイダとレベル1業務アプリ間の連携通信機能を規定
- ◆ 業務アプリの相互連携性実装仕様（標準ver.3に追加）（以下「相互連携実装仕様」という）
  - ① 情報項目マッピング機能とEDI文書フォーマット変換機能を規定
  - ② EDIデータ属性変換機能（文字コード、日時表示）を規定
  - ③ 送受信UI機能を規定

（受注者：注文受信、注文回答送信等／発注者：注文回答受信等）

# 相互連携性仕様の再定義

相互連携性仕様は以下の3つの仕様から構成される。（標準ver.3）

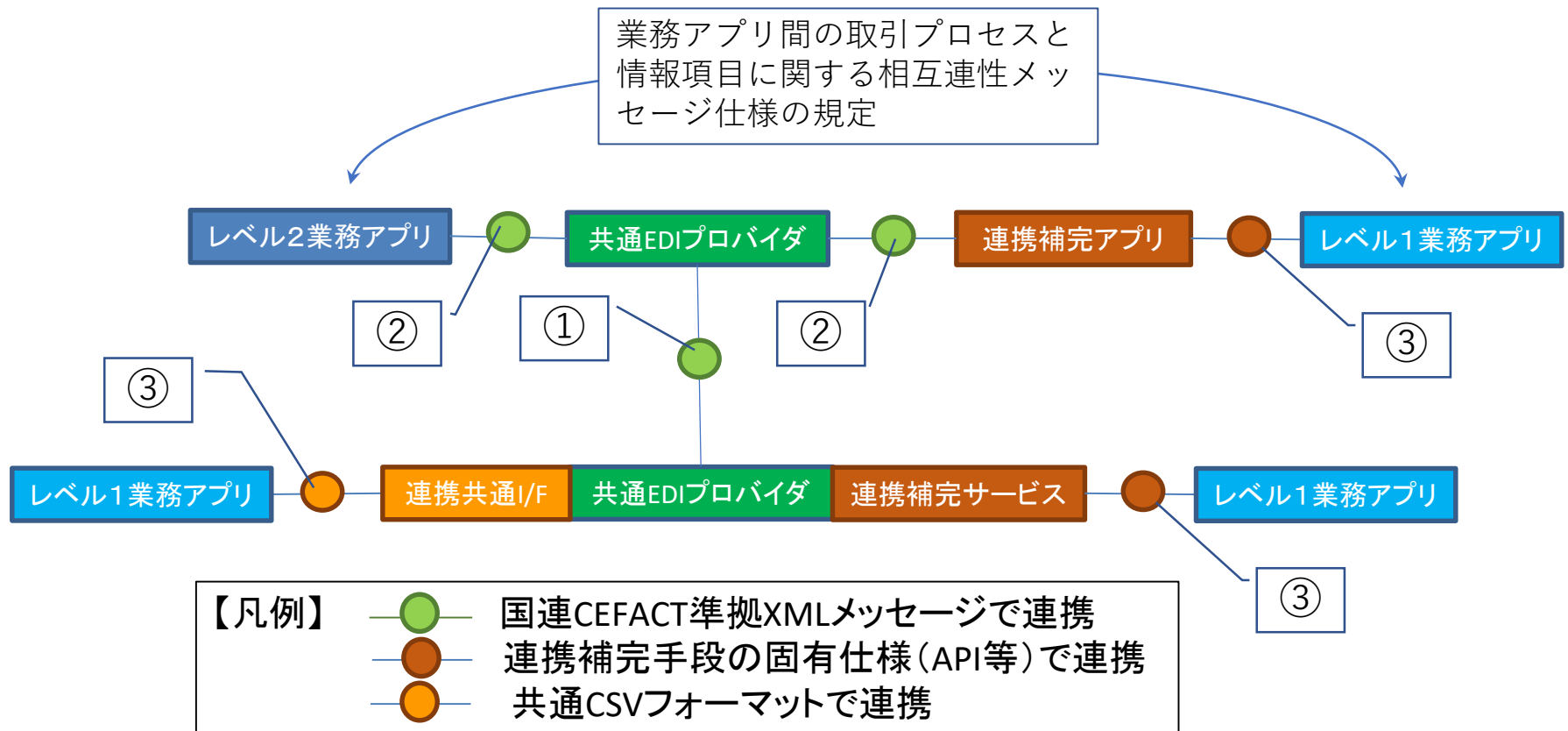


# 中小通常取引プロセスとEDIメッセージ・情報項目

| 中小企業共通EDI標準ver.3<br>中小通常取引プロセス・メッセージ・情報項目 |                |      |      |     |      |      |    |     |      |
|---|----------------|------|------|-----|------|------|----|-----|------|
| 取引プロセス                                    | 中小通常取引プロセス     | 見積   |      | 注文  |      | 出荷   | 検収 | 請求  | 支払通知 |
|   | 中小通常取引メッセージ    | 見積依頼 | 見積回答 | 注文  | 注文回答 | 出荷案内 | 検収 | 請求  | 支払通知 |
| 情報項目                                      | 業務アプリの必須実装情報項目 | 12   | 17   | 16  | 18   | 16   | 20 | 20  | 19   |
|   | プロバイダの必須実装情報項目 | 106  | 146  | 165 | 174  | 132  | 89 | 107 | 110  |

- 取引プロセスと共通EDIメッセージは、国連CEFACT標準に準拠しており、中小企業共通EDI標準仕様書ver.3\_r0に定義されている。サービス提供する取引プロセスは認証申請者が選択することができる。
- 共通EDIメッセージ毎の情報項目は中小企業共通EDI標準仕様書ver.3\_r0 <付表2> 中小企業共通EDIメッセージ辞書・BIE表に定義されている。実装必須の情報項目が規定されている。

# 共通EDIの要素間連携機能



- ① 共通EDIプロバイダ間の連携通信機能 (必須)
- ② 共通EDIプロバイダとレベル2業務アプリ間の連携通信機能(任意)
- ③ 共通EDIプロバイダの連携補完手段とレベル1業務アプリ間の連携通信機能(任意)

# 既存業務アプリへの対応

## 【狙い】

共通EDI認証を取得する業務アプリを拡大するために、既存業務アプリが該当する「レベル1業務アプリ」の認証取得が容易にできるようにする

## 【方法】

1. 業務アプリ間連携に必須の「相互連携性仕様」を再定義し、「レベル1業務アプリ」に求める相互連携性仕様を分かり易く規定する
2. 「レベル1業務アプリ」に不足する要件を補完する「連携補完手段」の類型と規定を明示し、レベル1業務アプリとの組合せ仕様を規定する



# レベル1 業務アプリと連携補完手段の組合せ

